国立研究開発法人建築研究所公告

国立研究開発法人建築研究所の役員の任命の公表

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第４項の規定に基づき、国立研究開発法人建築研究所の役員を任命したので、同条第５項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 29 年４月 28 日

茨城県つくば市立原１番地
国立研究開発法人建築研究所
理事長　緑川　光正

平成29年４月１日付けで、澤地　孝男を国立研究開発法人建築研究所の理事に任命する。

高速道路「一般国道 475 号（東海環状自動車道）（岐阜県養老郡養老町大字飯積から三重県員弁郡東員町大字長深まで）」工事区間変更公告

中日本高速道路株式会社公告第２号

高速道路「一般国道475号（東海環状自動車道）（岐阜県養老郡養老町大字飯積から三重県員弁郡東員町大字長深まで）」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 29 年４月 28 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

記

工事の区間　旧）①岐阜県養老郡養老町飯積から岐阜県養老郡養老町高田まで
②岐阜県養老郡養老町高田から岐阜県養老郡養老町高田まで
③岐阜県養老郡養老町口ケ島から岐阜県養老郡養老町口ケ島まで
④岐阜県養老郡養老町西岩道から岐阜県養老郡養老町大跡まで
新）岐阜県養老郡養老町飯積から岐阜県養老郡養老町大跡まで
工事区間変更日　平成29年５月１日

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の新設工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 29 年４月 28 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
近畿自動車道名古屋神戸線	京都府城陽市寺田金尾から 京都府八幡市美濃山荒坂まで	新設工事	平成29年４月29日

都市計画事業公告

平成 29 年阪神高速公告第９号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成 29 年４月 28 日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　幸　　和範

1(1)　都市計画事業の種類及び名称
南部大阪都市計画道路事業１・３・０－１号大和川線
(2)　施行者の名称
阪神高速道路株式会社
(3)　事務所の所在地
大阪市中央区久太郎町４丁目１番３号
(4)　事業地の所在
収用の部分
変更なし
使用の部分
平成27年大阪府告示第516号の事業地について、堺市堺区松屋大和川通三丁、松屋大和川通四丁、南島町一丁、南島町三丁、南島町四丁、南島町五丁、鉄砲町及び七道西町地内を加える。

2(1)　都市計画事業の種類及び名称
南部大阪都市計画道路事業１・３・０－１号大和川線
(2)　施行者の名称
堺市及び阪神高速道路株式会社
(3)　事務所の所在地
堺市堺区南瓦町３番１号　堺市建設局大和川線推進室
大阪市中央区久太郎町４丁目１番３号　阪神高速道路株式会社
(4)　事業地の所在
収用の部分
変更なし
使用の部分
平成27年大阪府告示第517号の事業地について、堺市北区常磐町三丁地内において事業地を変更する。

3(1)　都市計画事業の種類及び名称
南部大阪都市計画道路事業３・２・217－２号堺松原線及び１・３・０－１号大和川線
(2)　施行者の名称
大阪府及び阪神高速道路株式会社
(3)　事務所の所在地
大阪市中央区大手前２丁目１番22号　大阪府都市整備部交通道路室道路整備課
大阪市中央区久太郎町４丁目１番３号　阪神高速道路株式会社
(4)　事業地の所在
収用の部分
変更なし
使用の部分
平成27年大阪府告示第518号の事業地について、松原市天美西八丁目地内において事業地を変更する。

企画競争に係る手続開始の公告

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成 29 年４月 28 日

株式会社日本貿易保険
代表取締役社長　板東　一彦

1　業務概要
(1)　品目分類番号　71、27
(2)　業務名　第Ⅳ期貿易保険情報システム「保険業務システム」保守・運用業務　一式
(3)　業務内容　企画競争説明書による。
(4)　履行期限　平成31年12月31日

2　参加資格、選定基準及び評価基準
(1)　下記①、②及び③に該当しない者であること。
①　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
②　次の各号のいずれかに該当すると認められる者であって、その事実があった後二年を経過しない者。なお、代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。
ア　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
エ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
カ　前各号のいずれかに該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。
③　上記②に該当する者を企画提案の代理人として使用する者。
(2)　経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領の特例を定める要領（昭和56年１月23日付け55会第543号）により、平成28・29・30年度経済産業省競争参加者資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」